広島県告示第六百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年九月十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

竜王町７Ａ地区（追加）

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から六号までを平成二十七年七月十六日広島県告示第四百六十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号、五号及び六号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号及び一号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	竜王町			二〇〇二番一	標柱一号
	山手町			一〇〇三九番一	標柱二号、三号、四号、五号及び七号
	竜王町			四七八番一	標柱六号